緊急事態宣言の５月 31 日までの延長を受けて

５月４日、国は５月６日までとしていた新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を５月 31 日まで全国で延長することとしました。今回の緊急事態宣言延長について国は、特定警戒都道府県の 13 都道府県とその他の 34 県について、その対応方針に違いを持たせました。鹿児島県はその他の 34 県に分類され、国の方針としては「感染拡大防止」と「社会経済活動」の「両立に配慮」する方針とされています。

本市では、国の方針を受け、また鹿児島県の方針等も考慮し、今後の対応について次の通り決定いたしました。私は、国全体としては今後この新型コロナウイルス感染症との共存の局面に入ったものと認識し、本市としても相応の対応を取るべきであると考えております。

まず、学校については５月７日から再開することといたしました。また、部活動、スポーツ少年団の活動も３密の状況を作らないなど、感染予防を図りながら５月 11 日から再開いたします。

市の施設等については、基本的に５月 18 日から再開いたしますが、施設によっては再開を遅らせる場合もあります。詳細はホームページ等でご確認ください。現在も緊急事態宣言は継続されており、特に県をまたいだ移動については全国的に控えていただくようされておりますので、県外からの観光客が想定される火之神公園については５月 31 日までのキャンプの自粛を要請させていただきます。今後の感染拡大防止に関しては、大型連休後およそ２週間の５月 20 日前後までは慎重に状況を見ていく必要もあるとの判断から、屋内、屋外に限らず運動施設等については５月 17 日までの団体での使用については禁止させていただきます。運動施設や公園などを利用したグラウンドゴルフ等の再開につきましても、５月 18 日以降とさせていただきます。

社会経済活動の中での休業要請に関しましては、鹿児島県が４月 25 日から５月６日まで 99 業種に出していた休業・時間短縮の要請を４業種に縮小し、５月 20 まで延ばすこととしましたが、事業を自粛されていた店舗等が営業を再開する場合は、感染予防を充分に行った上での営業再開をお願いいたしたいと思います。

また、医療体制の充実、ＰＣＲ検査体制につきましては、本市としても可能な限りの充実を図ってまいります。現在のところ、５月 31 日までは緊急事態宣言が出されておりますので、市民のみなさまには基本的な感染予防に努めて生活していただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

このまま、全国的に感染が縮小していくことが最も望まれる結果ではありますが、まだ予断を許さない状況であり、今後、一進一退で推移することも考えられます。本市としましても感染防止に努めつつ、一方では社会経済活動の早期の正常化を目指して取り組んでまいります。すでに、厳しい環境下で事業を継続されている事業者、個人のみなさまがおられます。本市は「事業の継続と雇用の維持」という基本姿勢で国、県の支援策に加え、本市独自の支援策も用意し、今月中旬に予定される臨時議会で補正予算案を提案することとしています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にこれからも心を一つに市民みんなで取り組んでまいりましょう。市民のみなさまのご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和２年５月７日

枕崎市長　前田祝成